

飲食店への営業時間短縮の要請

1 実施期間(要請期間)

令和3年8月7日(土)午前0時

～ 8月20日(金)午後12時

2 対象区域

高松市内全域 (その他の市町は、要請の対象外)

3 根拠

特措法第24条第9項

4 対象

高松市内において、
食品衛生法に基づく営業許可を得て、
店舗を有し、
飲食店又は喫茶店の営業を行う
法人又は個人事業主

- ✓ 小売りを営業主体とする場合や
テイクアウト専門店等は除く

5 要請の内容

- ・夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の協力要請
- ・営業時間は、**午前5時から午後8時まで**に限る
- ・酒類提供は、**午後7時まで**に限る
- ・『**かがわ安心飲食店認証制度の認証店**』に限り、
「**通常営業を行う**」又は「**営業時間の短縮を行う**」
を**選択可能**

飲食店を経営されている皆様には、5度目の要請となり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。